

令和6年度事業計画

1. 基本方針

我が国の経済状況は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあります。企業収益は、大企業・中小企業ともに最高益の水準にあり、高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済に前向きな動きが見られ、デフレからの脱却のチャンスを迎えています。

一方、賃金の上昇については、名目賃金の上昇を主因に、雇用者所得が増加していますが、輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追いついていません。

物価や賃金が増加する一方、人手不足は厳しさを増しており、深刻な労働力不足が継続することが予想されます。

また、我が国においては、2025年には、団塊世代のすべてが75歳の後期高齢者になるなど、生産年齢人口の減少と高齢化が同時に進んでおり、そうした中、元気な高齢者に地域密着型の仕事を提供するシルバー事業は、人手不足等の社会的課題を改善するためにも、その重要性が増しているものと考えられます。

当センターの現状は、令和5年度に新型コロナウイルス感染症が第2類相当から第5類に変更され、人々の社会的、経済的活動が活発になるなか、天候にも恵まれ、順調に業務を推進できたことなどにより、前年度並みの売り上げを確保することが予想されています。

令和6年度には、昨年度、最低賃金改定を踏まえて一部業務の料金改定を行ったこともあり、前年度売上げを若干上回ることを想定しながら、順次、売上げの積み上げをしていくことにより、利益確保を図って参りたいと考えています。

会員数については、コロナ禍の影響や、令和3年4月の高齢者雇用安定法の改正により、65歳までの雇用確保に加え、70歳までの就業機会確保の措置が事業主の努力義務とされたことにより、会員の確保が厳しくなる中、ここ数年減少傾向で1,400人台となっておりますが、会員の確保はセンターの活動の力の源であることから、会員増強を最重要課題と捉え、本年度からは、考える様々な取り組みをより積極的に行っていく、再度1,700人の大台を目指して参りたいと考えています。

懸案事項の安全就労ですが、傷害、賠償事故については、研修会・実務講習会の開催や安全パトロールの強化に努めてきたところですが、特に作業の前後に道具等を運搬するときに自動車等を傷つける「動作による物損」事故が増えており、作業中だけでなく、作業に付随する動作に関する注意喚起が重要となっています。

草刈り作業における飛び石事故について、草刈り班では、カルマー導入などにより大幅に減少した所ですが、依然として、カルマーを使用すべき場所で使用しなかったことによる草刈り作業での飛び石事故の発生が続いており、引き続き飛び石事故防止を重要課題として取り組んでいく必要があります。令和6年度においては、カルマー機種の新機種の貸し出し数のさらなる増加や、飛び石事故軽減に有効と考えられる機種の新機種の導入の検討など、飛び石事故の減少に向け一層努力して参ります。

また、剪定作業、収集運搬作業についても、安全、負担軽減を図る機材の導入も検討して参りたいと思います。

少子・高齢化は、我が国が将来にわたり避けて通れない大きな問題であり、これに伴う労働力不足の解消について、社会の一員として当センターも積極的に取り組んでいく必要があると考えております。そのため、センターの会員、役職員が一丸となり会員の増強及び就業開拓に努めることが、問題解決の一助になるものと確信し、シルバー事業に取り組んでまいりたいと思います。

2. 安全就業の徹底

安全就業は、『安全はすべてに優先する』を基本に、事故ゼロを目指し、会員が安全に就業できるよう安全・適正就業委員会を通して、安全管理体制の充実、事故防止体制の強化、健康管理等、会員への安全意識の徹底とその高揚を図ります。そのために、安全・適正就業委員会が中心となって、安全に関する研修会・講習会の開催、安全パトロールを継続して行い、安全指導を実施していきます。

また、ショートメールによる会員へのメッセージの一斉配信により、緊急事態のある場合に、多数の会員へ早期にメッセージを伝達し情報の共有を図ります。

3. 適正就業の徹底

(1) 法令遵守の徹底により適正就業を図るとともに、請負・委任での受注ができない場合は、労働者派遣事業又は有料職業紹介事業で取り扱います。

(2) 会員に公平・適切な就業機会の提供を実施するよう、ローテーション就業の促進、長期就業の解消などのワークシェアリングを推進します。

4. 会員数の拡大の推進

センター事業をより積極的に推進していくためには、会員の増強と拡大が重要となります。令和5年度から会費を値下げし、より入会しやすく、また会員の負担を抑えるようにしておりますが、コロナ禍の影響や再雇用制度の定着等の影響などにより、会員の減少傾向が顕著となっていることから、引き続き、会員及び役職員が一丸となり、チラシ配布運動・ロコミ運動等の様々な取組みを強化して会員増強活動を展開していきます。

(1) 会員による増強活動

会員増強委員会を中心に「会員一人が1人の会員を」をモットーとし、会員による新規会員の紹介制度や夫婦会員入会金免除制度を引き続き実施し、会員増強活動を展開します。

(2) 入会説明会等の見直し

本部事務局に会員数拡大・研修等を担当する専任の担当者を配置し、就業コーディネーター3名と連携して入会説明会を実施するとともに、入会後の新人研修会の内容や運営を見直し、入会前から入会後までの相談・研修体制を充実し、入会者が安心して就業できる環境を整備します。

また、事務所で開催している定例の入会説明会以外に、各支部での入会説明会を市民が参加しやすい地元の会場で開催し、今後もよい機会をとらえての入会説明会開催や入会相談窓口設置など、入会促進事業を行います。

(3) 関係機関への働きかけ

高齢者で組織されている諸団体や高齢者が集まる公共施設等に会員募集のパンフレットを配布し、会員増強について協力を依頼します。

(4) 会員増強のイベントの実施

10月のシルバー月間には、会員増強の新たなイベントを企画中です。

また、昨年度ようやく再開できた、秋に岡山駅前周辺で行っている会員増強活動は、マスコミでも報道され、シルバー活動に対するPR効果が高いことから、今後も引き続き実施していきます。

市内でイベントが開催された場合、イベントに参加して会員増強PR活動を実施するよう努めます。

(5) 女性会員増強のための取り組み

会員数が少ない女性が加入しやすいように、女性を対象とした入会説明会を年4回程度実施します。

全国のシルバー人材センターでは、女性会員の拡大に向けて、シルボヌ活動を活発に推進しており、当シルバーとしても、シルボヌ活動に積極的に参画し、女性が生きがいを感じて働ける就業先の開拓を進めるとともに、シルバーに加入しやすい環境整備を推進し、女性会員の増強に組みます。

5. 新規事業の受託等

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

平成29年度から開始した「介護予防・日常生活支援総合事業」については、区によって利用者の人数に差があり、今後、より広範囲にサービスを広げていくために利用者の少ない区の地域包括支援センター等への事業周知のための訪問を継続し、より一層の連携強化に努め、事業拡大を図ります。また、利用者の要望に対応できるよう、会員の養成とレベルアップを図ります。

(2) シルバー世代産前産後応援事業

前年度に引き続き、育児・家事援助を必要とする産前産後の世帯に対して、シルバー会員が支援員として家事・育児を行う事業を受託します。更なる事業の拡大を目指して、会員の研修を実施し、利用者に対して、満足かつ信頼できるサービスを提供していきます。

6. 財務体質の健全化と業務円滑化策の推進

シルバー人材センターの財政状況は好転しているが、引き続き事業経営の健全化を推進し、財務体質の強化と業務の円滑化を図ります。

(1) 運転資金の確保と財務体質の強化

継続就業の場合、翌月3日までに就業報告書を提出し、10日までに発注者に請求書を送るサイクルを徹底し、未収金の早期回収と完全回収に努め、財務体質の強化を図ります。

(2) 新たな就業開拓

就業対策委員会を中心に、事務局、会員が一丸となって地域に密着した就業先の開拓に努めます。特に、公共事業受注の重要性を十分に踏まえ、引き続き、市役所や民間企業等への就業開拓を行い、受注の維持と拡大に努めます。

さらに、令和5年度から就任している就業コーディネーターを活用し、既存の契約先や新たな企業等への訪問や電話連絡等により、就業者の増大や新たな職種、形態での就業先の開拓に努めます。

(3) 事務所の体制

健全な事業運営をするために、法令遵守と内部統制を実施するとともに、様々な環境変化に対応できるよう職員の確保と研修等による人材育成の推進に努め、役員や会員をサポートするとともに、事務局職員としての事務能力の向上と意識改革の推進を図ります。さらに、事務所と事務所の連携強化を図り、より地域社会に密着した就業ニーズに対応できる組織体制の充実を図る。

7. シルバー人材センター事業の普及啓発活動の推進

市民と地域社会にシルバー人材センター事業を広く周知し、事業の発展・拡充

を図るため、あらゆる機会を通じて組織的、計画的に活動し、効果的、効率的な普及啓発活動を行います。

- (1) センター機関紙、リーフレットなどを発行し、会員、関係機関に配布し、シルバー事業への理解と協力を得ることに努めます。
- (2) 市広報誌に記事を掲載するとともに、報道機関などに適宜情報を提供し、シルバー事業のPRに努めます。
- (3) シルバーの普及・啓発用のグッズを作成して、チラシ、パンフレットとともに市内のイベント等で配布し、シルバーのPRや認知度アップに活用します。
- (4) 全国的に展開される10月の普及啓発促進月間に合わせて、会員増強活動のみならず、シルバー事業全体の広報活動にも努めます。
- (5) ホームページを積極的に活用し、市民に各種情報の発信やセンターの魅力を積極的に発信し、地域におけるセンターの認知度を高めていきます。

8. 労働者派遣事業の就業機会の確保・拡大

地域社会の雇用情勢、生産労働力人口の減少、労働者の不足に応じて、高齢者の活用を促し、就業機会を拡充するため、「請負・委任」では受注できない就業については、発注者である企業等の指揮命令による就業も可能な「労働者派遣事業」の拡大を図ります。

9. 技能講習・研修会の充実

発注者からの多様なニーズに応えるため、県連合会が実施する高齢者活躍人材育成事業等に積極的に参加協力して、新規会員の獲得と仕事の質の向上を行います。さらにセンター独自主催の植木剪定講習会や草刈講習会等を実施して、会員の技術・技能・マナーの向上を図ります。

10. シルバー事業の強化

会員の交流、研修、会議等、シルバー事業の拠点となる施設として、北区青江に（仮称）青江事業所を整備します。

施設機能としては、現在北区三野にある作業所を移転させた作業所、刃物研ぎスペース、会議室、調理実習も可能な研修室、ロビー、各種機械、・道具・薬品等を収納する倉庫を配置するとともに、17台程度駐車可能な駐車場を整備する予定です。

11. 情報の収集

シルバー事業の充実、発展を図るため、県シルバー人材センター連合会及び他の政令指定都市シルバー人材センター等との連携、交流を図り、シルバー事業の活動状況の調査、情報の収集に努めます。